

笠 間 市

第 3 期 障 害 者 計 画（平成 30 年度～35 年度）（2018 年度～2023 年度）

第 5 期 障 害 福 祉 計 画（平成 30 年度～32 年度）（2018 年度～2020 年度）

第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画（平成 30 年度～32 年度）（2018 年度～2020 年度）

【概要版】

■ 計画の概要

1 計画の背景

近年の動きとして、「障害者差別解消法（略称）」が平成 28 年度より施行されるとともに、「障害者雇用促進法（略称）」の改正等により障がい者施策の実効性が図られました。また、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することを定め、「障害児福祉計画」の策定を義務付けた児童福祉法が平成 30 年 4 月から施行されます。このような背景のなか、笠間市では、国等の考え方に基づいた福祉サービスを充実させ、「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」を進めるため、障害者基本法に基づく『笠間市第 2 期障害者計画』を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、障がいのあるすべての人の地域での自立した生活を支えるため、地域において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう、『笠間市第 4 期障害福祉計画』を策定し、障害福祉サービスの充実を図ってきました。

2 計画の目的

平成 29 年度をもって「笠間市第 2 期障害者計画」の計画期間が終了することから、施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、これまでの流れを踏まえつつ、平成 30 年度からの「笠間市第 3 期障害者計画」を策定します。

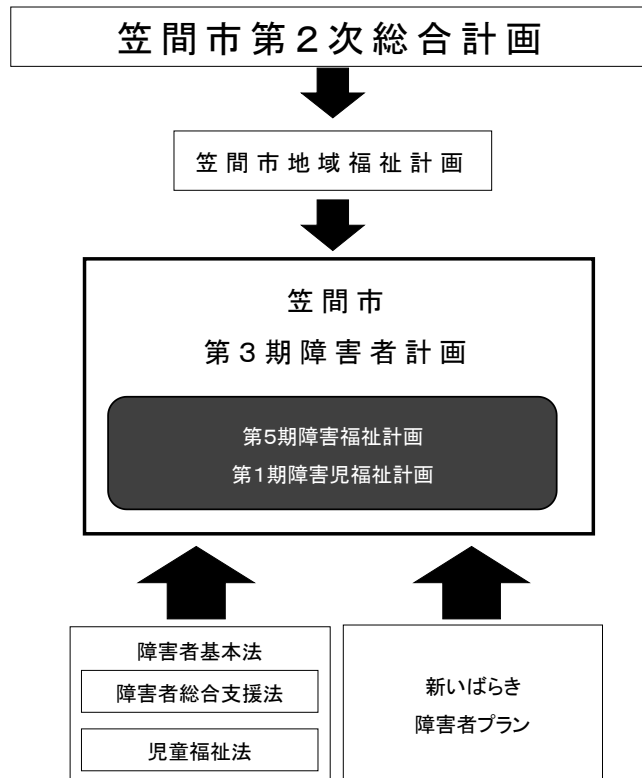
また、本計画の下位計画にあたる「笠間市第 4 期障害福祉計画」についても平成 29 年度をもって計画期間が終了するため、これまでの実績と数値目標の達成度を踏まえてサービス提供体制の確保などを目指した「笠間市第 5 期障害福祉計画」（平成 30～32 年度）を策定します。

さらに、児童福祉法により策定が義務付けられ、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保を目指した「笠間市第 1 期障害児福祉計画」（平成 30～32 年度）を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「笠間市第 3 期障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「笠間市第 5 期障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「笠間市第 1 期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、「笠間市第 3 期障害者計画」においては障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「笠間市第 5 期障害福祉計画」においては障害者計画の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量、「笠間市第 1 期障害児福祉計画」においては、障がい児に関するサービスの見込量等を定めた実施計画として、笠間市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。



4 計画の期間

「笠間市第3期障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。ただし、社会・経済情勢の変化や関連法令等の整備などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

「笠間市第5期障害福祉計画」及び「笠間市第1期障害児福祉計画」は、平成30年度から32年度までの3年間を1期とし、平成32年度に見直しを行います。

	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
障害者計画	第2期						第3期 (平成30年～35年度)					
障害福祉計画	第3期			第4期			第5期 平成30年度～32年度			第6期(予定) 平成33年度～35年		
障害児福祉計画							第1期 平成30年度～32年度			第2期(予定) 平成33年度～35年		

■ 計画の推進体制

1 (1) 庁内推進体制の整備

本計画を円滑に、また確実に推進していくために、各計画に関連する主管課や関係機関との連携をさらに強め、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある方への理解と人権・福祉意識の向上に努めつつ、各自の職務を適切に遂行することができるよう障がい福祉に関する意識と知識の研鑽に努めます。

1 (2) 障害者地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある方の生活支援のニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援事業などを通じた効果的なケアマネジメントが必要です。また、そのためには市、相談支援事業者、サービス事業者、

さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。そこで、「笠間市障害者地域自立支援協議会」を中心に相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

○障害者地域自立支援協議会の機能

障害者地域自立支援協議会には大きく分けて6つの機能があります。この機能をよく理解し、その活動をより良いものとするために、共通の目標を持って協働意識を育み、地域での支援レベルを一つひとつステップアップしていくため、具体的な目標を設定し取り組んでいきます。

サービス名	サービス内容
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質の向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業の評価 ・ 市の相談事業支援事業の強化及び県の相談支援体制整備事業の活用

○相談から支援までの流れ

- ①福祉関係サービスに関する窓口での相談や、施設入所者や施設職員からの相談などを受け、事務局がケース内容等を集約します。
- ②事務局が相談内容をもとに記録票を作成します。
- ③解決に必要とされる社会資源と支援の方向性を定めるため、適切な情報をもち合わせている関係者を招集し、検討会を開催します。
- ④本人や家族の参加を基本とし、本人のニーズや願いを聞き取りながら支援体制・計画を作成していきます。
- ⑤会議の結果をもとに、本人と相談しながら福祉サービスの申請やその他必要な支援を行っていきます。

2 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て設置している障害者地域自立支援協議会を活用し、多様な意見・提言に基づき、市の障害福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

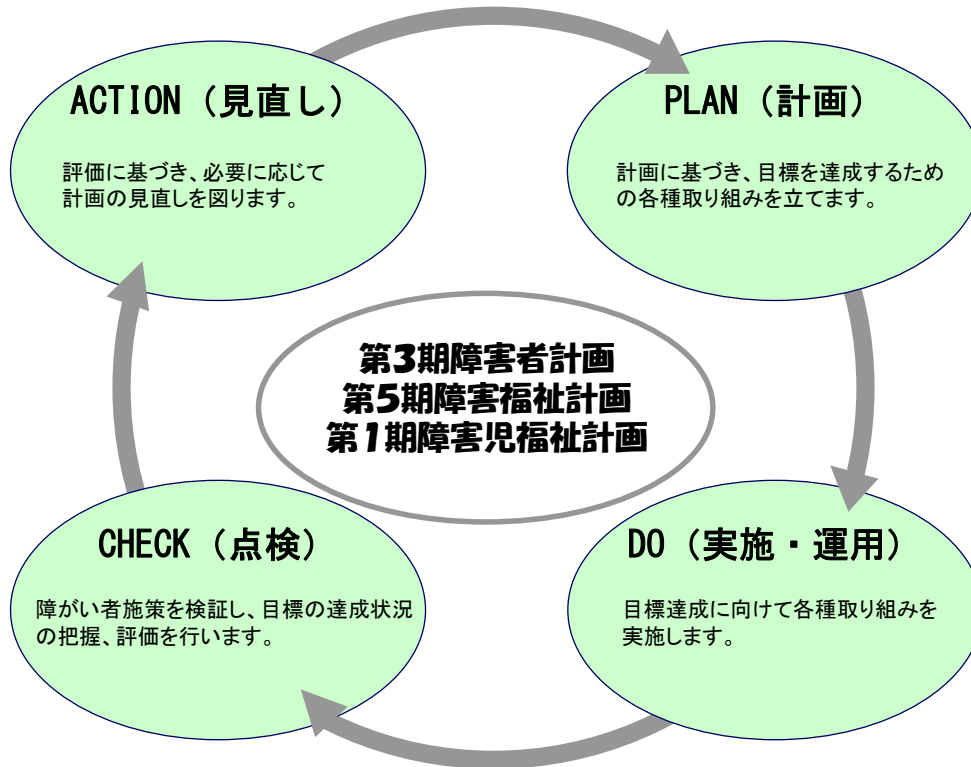
3 サービスの質の確保

障がい福祉サービスなど、多くのサービスは民間の事業者が提供するようになりました。行政の役割は、サービスの量の確保だけでなく、サービスの質の確保も重要となってきています。サービス利用者が主体的にサービス提供事業所を選択できるよう、様々な手段での情報の提供に努めるとともに、市が実施主体となる地域生活支援事業については、良質なサービスが提供されるようサービス提供事業者の指導・監督に努めていきます。

4 計画の達成状況の点検・評価

本計画の着実な推進を図るために、障がいのある方やその家族、関係団体との意見交換とともに、マネジメントサイクルを確立させ社会福祉課を中心に関係機関における協議や調整及び障害福祉計画策定委員会、障害者地域自立支援協議会等を通じて点検・評価を行います。

大幅な方向転換が必要と考えられる場合には、実情に則した計画に見直しを行います。



■ 第3期障害者計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

障害者基本法では、障がいのある方は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

また、病気や障がいによって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障がいのある方が有する能力及び潜在する能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本市における障がい者福祉行政の在り方及び障がいのある方が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、障害者基本法に示された理念を踏まえ、基本理念を第2期計画から踏襲し、『支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり』とします。

【基本理念】

支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり

(2) 基本的な視点

計画の基本理念を実現するために、次のような基本的な視点に立ち、施策の充実を図ります。

基本的視点1：ノーマライゼーションとこころのバリアフリーの実現

障がいのある方もない方もともに生活し、ともに活動できるノーマライゼーションの理念を市民が正しく理解し、障がいのある方に対する「心の壁（バリア）」を取り除き（こころのバリアフリー）、互いに理解を深める交流を促進します。

基本的視点2：安らぎがあり、豊かな生活の実現

住み慣れた地域で心と体の健康を保つための機会が充実し、お互いに支え合って幸せを分かち合い、そして、安らぎがあり、心豊かな生活を送ることができるようにします。

また、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護を充実します。

基本的視点3：自分らしさを追求し成長するプロセスの尊重

障がいのある方が主体となり、いつでも安心して相談できる場があり、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを必要な時に利用できるよう、ニーズの把握と関係者の育成に努めます。

基本的視点4：豊かなコミュニケーションのあふれる福祉のまちづくり

みんなが利用しやすい施設の整備により、不便を感じることなく外出や活動をすることができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整い、安心して生活のできる福祉のまちづくりを目指します。

(3) 基本目標

【基本目標】

- 1 理解と参加による福祉の推進
- 2 継続的な保健・医療サービスの提供
- 3 地域での自立生活支援の充実
- 4 雇用と就労支援の充実
- 5 とともに学びともに育つ地域づくり
- 6 安心と安全のまちづくり
- 7 権利擁護の充実

1 理解と参加による福祉の推進

各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて啓発・広報活動を充実させながら、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進を行います。

2 継続的な保健・医療サービスの提供

障がいの発症予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見、個々の状況に応じた支援を継続的に提供します。

3 地域での自立生活支援の充実

障がいのある方が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために、適切な福祉サービスを展開しつつ、住民レベルでの日常的な交流が図れるよう、積極的な支援を推進していきます。

4 雇用と就労支援の充実

障がいの特性に応じた就労の場や就労に触れ喜びを感じられる機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がいのある方一人ひとりの働く意欲を尊重し、必要に応じ適切な育成を進め、働く場の確保を図ります。また、就労する周囲の人への理解にも取り組みます。

5 とともに学びともに育つ地域づくり

障がいの特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、個性と能力を育む教育を切れ目なく進めていきます。

6 安心と安全のまちづくり

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後も心と環境の両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

7 権利擁護の充実

障がいのある方へ成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修等を行うことで、成年後見制度等の利用を促進していきます。

(4) 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
1 理解と参加による福祉の推進	(1) こころのバリアフリー推進	①広報・啓発活動の推進
		②地域福祉とボランティアの推進
	(2) 当事者参画の促進	①当事者参画の促進
	(3) 福祉教育の推進	①福祉教育の推進
2 継続的な保健・医療サービスの提供	(1) 早期療育の充実	①療育体制の充実
	(2) 健康づくりの推進	①こころの健康づくりの推進
		②医療・リハビリテーションの充実
3 地域での自立生活支援の充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実
		②経済的支援の推進
	(2) 日中活動の場の充実	①活動の場の充実
		②移動支援の充実
	(3) 暮らしの場の確保	①居住の場の確保
②施設入所への支援		
(4) 相談と情報提供の充実	①相談支援と情報提供の充実	
4 雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	①就労支援機能の整備充実
		②雇用の場の拡大
		③就労支援事業の充実
		④福祉的就労の場の確保

5 ともに学びともに育つ地域づくり	(1) 障がい児の保育・教育の充実	①保育・教育等支援の充実
		②特別支援教育の推進
		③放課後対策等の充実
		④地域交流の促進
		⑤発達障がい者等への支援
	(2) 社会参加の促進	①スポーツ・文化活動・社会活動の促進
6 安心と安全のまちづくり	(1) 福祉のまちづくりの推進	①バリアフリーの推進
	(2) 安心なくらしの確保	①住環境の整備
	(3) 防災・防犯体制の推進	①防災・防犯体制の推進
7 権利擁護の充実	(1) 成年後見制度の充実	①成年後見制度の充実
		②日常生活自立支援事業の充実
	(2) 障がい者虐待防止のための体制の整備	①虐待防止などの啓発の推進
		②虐待対応等への体制整備
(3) 差別の禁止	①差別の禁止の周知	

2 施策の展開

基本目標 1 理解と参加による福祉の推進

主要課題	施策の方向	施策内容
(1) こころのバリアフリー推進	①広報・啓発活動の推進	○広報・啓発活動の充実 ○研修等の充実 ○発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発〔障害福祉サービス〕 ○理解促進研修・啓発事業〔地域生活支援事業〕
	②地域福祉とボランティアの推進	○地域包括ケアの推進 ○地域での受け入れ体制づくり ○ボランティアの育成・支援 ○発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言〔障害福祉サービス〕 ○発達障がい者支援地域協議会〔障害福祉サービス〕 ○自発的活動支援事業
(2) 当事者参画の促進	①当事者参画の促進	○障がいの者の明るいくらし支援事業
(3) 福祉教育の推進	①福祉教育の推進	○福祉教育・ボランティア学習の推進

基本目標 2 継続的な保健・医療サービスの提供

主要課題	施策の方向	施策内容
(1) 早期療育の充実	①療育体制の充実	○親子通園事業 ○障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進 ○各種母子保健事業
(2) 健康づくりの推進	①こころの健康づくりの推進	○こころの相談室 ○こころの健康講座
	②医療・リハビリテーションの充実	○精神デイサービス ○救急医療体制の充実

基本目標 3 地域での自立生活支援の充実

主要課題	施策の方向	施策内容
(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護〔障害福祉サービス〕 ○重度訪問介護〔障害福祉サービス〕 ○行動援護〔障害福祉サービス〕 ○重度障害者等包括支援〔障害福祉サービス〕 ○意思疎通支援事業〔地域生活支援事業〕 ○手話奉仕員養成事業〔地域生活支援事業〕 ○声の広報発行事業〔地域生活支援事業〕 ○日常生活用具費支給等事業〔地域生活支援事業〕 ○重度身体障害者訪問入浴サービス事業〔地域生活支援事業〕 ○身体障害者更生訓練費支給事業〔地域生活支援事業〕 ○自動車運転免許取得・改造助成事業〔地域生活支援事業〕 ○レクリエーション活動支援〔地域生活支援事業〕 ○芸術文化活動振興〔地域生活支援事業〕 ○地域活動支援センター事業〔地域生活支援事業〕 ○補装具の交付、修理 ○重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業
	②経済的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○心身障害者扶養共済事業 ○特別障害者手当等給付事業 ○難病患者見舞金支給事業 ○自立支援医療（更生・育成・精神医療）給付事業 ○在宅心身障害児福祉手当 ○NHK放送受信料免除又は半額免除申請証明 ○特別支援教育就学奨励費補助
(2) 日中活動の場の充実	①活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護〔障害福祉サービス〕 ○療養介護〔障害福祉サービス〕 ○児童発達支援〔障害児福祉サービス〕 ○放課後等デイサービス〔障害児福祉サービス〕 ○短期入所（ショートステイ）〔障害福祉サービス〕 ○自立訓練（機能訓練）〔障害福祉サービス〕 ○自立訓練（生活訓練）〔障害福祉サービス〕 ○日中一時支援事業〔地域生活支援事業〕
	②移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援事業〔地域生活支援事業〕 ○同行援護〔障害福祉サービス〕 ○重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 ○福祉有償運送事業 ○障がい者等有料道路割引制度 ○自動車税・取得税減免申請にかかる証明等手続き ○笠間市いばらき身障者等用駐車場利用証制度
(3) 暮らしの場の確保	①居住の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活援助〔障害福祉サービス〕 ○共同生活援助（グループホーム）〔障害福祉サービス〕 ○福祉ホーム〔地域生活支援事業〕 ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〔地域生活支援事業〕
	②施設入所への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○施設入所支援〔障害福祉サービス〕 ○施設の確保
(4) 相談と情報提供の充実	①相談支援と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談支援事業〔地域生活支援事業〕 ○計画相談支援〔障害福祉サービス〕 ○基幹相談支援センター等機能強化事業〔地域生活支援事業〕 ○地域移行支援〔障害福祉サービス〕 ○地域定着支援〔障害福祉サービス〕 ○障害者相談員 ○各相談窓口の充実 ○相談機関のネットワークの強化 ○発達障がい者支援センターによる相談支援〔障害福祉サービス〕

基本目標 4 雇用と就労支援の充実

主要課題	施策の方向	施策内容
(1) 雇用・就労の促進	①就労支援機能の整備充実	○雇用・就労相談の充実 ○「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡会議）」の促進
	②雇用の場の拡大	○事業主への雇用の啓発 ○市職員への雇用の促進
	③就労支援事業の充実	○就労継続支援（A型・B型）〔障害福祉サービス〕 ○就労移行支援〔障害福祉サービス〕 ○就労定着支援〔障害福祉サービス〕
	④福祉的就労の場の確保	○就労に関する情報提供等 ○授産製品の販路拡大 ○障がい者優先調達

基本目標 5 とともに学びともに育つ地域づくり

主要課題	施策の方向	施策内容
(1) 障がい児の保育・教育の充実	①保育・教育等支援の充実	○障害児通園施設運営事業 ○児童発達支援〔障害児福祉サービス〕（再掲） ○医療型児童発達支援〔障害児福祉サービス〕 ○保育所等訪問支援〔障害児福祉サービス〕 ○障害児相談支援〔障害児福祉サービス〕 ○居宅訪問型児童発達支援〔障害児福祉サービス〕 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置支援〔障害児福祉サービス〕
	②特別支援教育の推進	○障がい児保育事業の実施 ○ことばとこころの教室 ○特別支援学級の充実 ○教育相談・進路指導の充実
	③放課後対策等の充実	○放課後児童健全育成の充実 ○特別支援学校の放課後対策の充実 ○放課後等デイサービス〔障害児福祉サービス〕（再掲）
	④地域交流の促進	○地域での交流の推進 ○福祉教育・交流教育の推進
	⑤発達障がい者等への支援	○発達障がい者等への支援の促進 ○発達障害者支援法の改正に基づく発達障がい者への支援
(2) 社会参加の促進	①スポーツ・文化活動・社会活動の促進	○スポーツ大会事業 ○障がい者参加の文化活動

基本目標 6 安心と安全のまちづくり

主要課題	施策の方向	施策内容
(1) 福祉のまちづくりの推進	①バリアフリーの推進	○人にやさしいまちづくりの啓発 ○バリアフリーのまちづくり ○公共施設・避難所のバリアフリー化 ○情報バリアフリーへの対応
(2) 安心なくらしの確保	①住環境の整備	○グループホーム（共同生活援助）〔障害福祉サービス〕（再掲） ○重度障害者住宅リフォーム助成事業（再掲）
(3) 防災・防犯体制の推進	①防災・防犯体制の推進	○公共施設・避難所のバリアフリー化（再掲） ○防災知識の普及・啓発 ○緊急通報体制の充実 ○避難先の体制整備 ○防災訓練の実施 ○災害時のオストメイト対策の充実 ○要援護者の避難施設の確保

基本目標 7 権利擁護の充実

主要課題	施策の方向	施策内容
(1) 成年後見制度の充実	① 成年後見制度の充実	○ 成年後見制度普及啓発事業〔地域生活支援事業〕 ○ 成年後見制度利用支援事業〔地域生活支援事業〕 ○ 成年後見制度法人後見支援事業〔地域生活支援事業〕
	② 日常生活自立支援事業の充実	○ 日常生活自立支援事業の充実
(2) 障がい者虐待防止のための体制の整備	① 虐待防止などの啓発の推進	○ 虐待防止など人権に関する啓発の推進〔地域生活支援事業〕
	② 虐待対応等への体制整備	○ 虐待等への的確な対応のための体制整備
(3) 差別の禁止	① 差別の禁止の周知	○ 差別の禁止の周知

■ 第5期障害福祉計画

1 (1) 障害福祉計画の趣旨

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき作成するものです。なお、基本指針では、以下の4つを基本的理念としています。

【基本指針における基本的理念】

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市は、障害者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

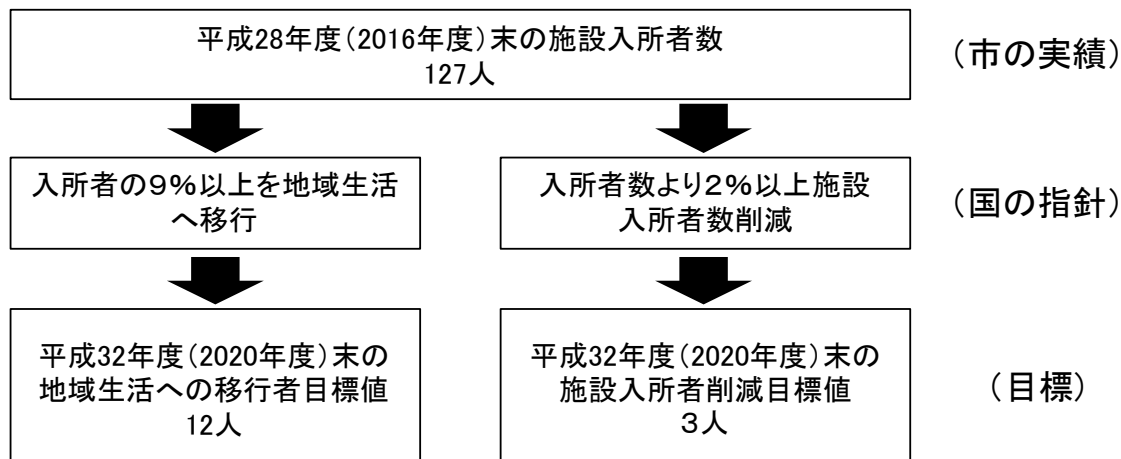
- ① 自立生活支援の環境整備
- ② 必要な訪問系サービスを保障
- ③ 希望する日中活動系サービスを保障
- ④ グループホームの確保を図り、施設入所から地域生活への移行を推進
- ⑤ 必要な相談支援体制を確保し、地域生活移行や地域定着を支援
- ⑥ 福祉施設から一般就労への移行を推進

2 地域生活への移行と就労支援の数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度(2016年度)末時点では、障害者支援施設に入所している人は127人です。平成32年度(2020年度)末までの目標値は、施設入所者数の9.0%以上が地域生活へ移行することとします。

また、施設入所者数の2%以上の削減を目指します。



(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度(2020年度)末までに、自立支援協議会の地域生活支援専門部会に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の確保

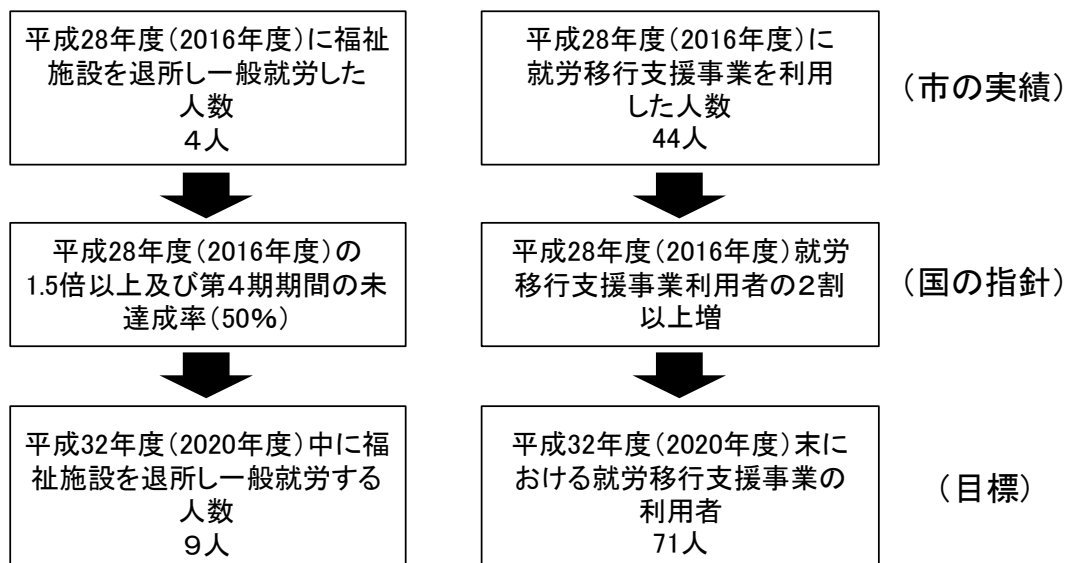
平成32年度(2020年度)末までに障がいのある方の地域生活支援拠点を1箇所整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

平成28年度(2016年度)において福祉施設を退所し、一般就労した人は4人でした。平成32年度(2020年度)において一般就労に移行する人の数値目標を、移行実績の1.5倍以上とします。

また、平成29年度末の目標値(12人)に対して一般就労の達成者数は6人でしたので、数値目標にさらに未達成率50%を上乗せし、平成32年度における目標人数は9人とします。

就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度(2016年度)の利用者の2割以上増を目指します。



3 サービス量の見込み

事業名		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度				
障害福祉サービス												
訪問系サービス	居宅介護	利用実人数	68	70	72	74	76	78				
		延利用時間	1,126	1,091	1,187	1,201	1,236	1,272				
	重度訪問介護	利用実人数	1	1	1	1	1	2				
		延利用時間	144	4	13	15	15	30				
	同行援護	利用実人数	6	8	5	7	7	7				
		延利用時間	82	107	114	133	133	133				
	行動援護	利用実人数	2	3	5	5	5	5				
		延利用時間	2	56	56	56	56	56				
重度障害者等包括支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0					
	延利用時間	0	0	0	0	0	0					
日中活動系サービス	生活介護	利用実人数	214	232	232	242	252	263				
		延利用人数	4,433	4,648	4,831	4,962	5,171	5,388				
	療養介護	利用実人数	10	10	9	9	9	9				
		延利用人数	192	186	179	181	190	198				
	短期入所	利用実人数	26	22	23	23	25	27				
		延利用人数	15	10	18	22	27	34				
	機能訓練	利用実人数	1	0	2	15	18	20				
		延利用人数	6	0	13	75	90	100				
	生活訓練	利用実人数	15	10	18	22	27	34				
		延利用人数	249	171	330	385	475	586				
	就労移行支援	利用実人数	25	45	61	64	67	71				
		延利用人数	407	790	1,075	1,099	1,154	1,211				
	就労継続支援A型（雇用型）	利用実人数	39	42	44	44	44	44				
		延利用人数	815	845	926	926	926	926				
就労継続支援B型（非雇用型）	利用実人数	127	122	135	142	149	156					
	延利用人数	2,259	2,022	2,257	2,414	2,534	2,661					
就労定着支援	利用実人数					0	0	9				
	延利用人数					0	0	180				
居住系サービス	自立生活援助	(人/月)					0	0	12			
	共同生活援助 (グループホーム)	(人/月)					61	68	80	84	88	93
	施設入所支援	(人/月)					125	127	128	126	125	124
相談支援	計画相談支援	(人/年)	924	1,138	1,088	1,142	1,200	1,259				
	地域移行支援	(人/年)	0	0	0	0	1	3				
	地域定着支援	(人/年)	0	0	0	0	0	1				
発達障がい者に対する支援（茨城県）	発達障がい者支援地域協議会	(回/年)					2	2	2			
	発達障がい者支援センターによる相談支援	(回/年)					7,686	10,248	12,048			
	発達障がい者支援センターの関係機関への助言	(回/年)					1,144	1,525	1,525			
	発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言	(回/年)					286	381	381			
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	(回/年)					92	122	122			
補装具	補装具の交付、修理	(件/年)	144	132	132	144	144	156				

※平成27～29年度までの利用実人数、延利用時間(人数)は10月時点の実績値であり、平成30年度以降は見込み値となっています。

※単位:利用実人数(人/月)、延利用時間(時間/月)、延利用人数(人日/月)

事業名		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
地域生活支援事業									
理解促進研修・啓発事業		(回/年)	1	1	1	1	1	1	
自発的活動支援事業		(団体数)	2	2	2	2	2	2	
障害者相談支援事業		(事業所数)	3	3	3	3	3	3	
基幹相談支援センター等機能強化事業		(箇所)	1	1	1	1	1	1	
成年後見制度利用者数		(人/年)	1	1	1	1	1	1	
法人後見団体数		(団体/年)	0	0	0	1	1	1	
意思疎通支援事業		(人/年)	12	17	18	18	18	18	
日常生活用具給付		(件/年)	1,683	1,884	2,054	2,200	2,300	2,400	
手話奉仕員養成数		(人/年)	0	0	20	0	20	0	
移動支援事業		(人/年)	21	18	15	17	19	21	
		(人日/年)	768	577	270	306	342	378	
地域活動支援センター	Ⅰ型事業所		(箇所)	3	3	3	3	3	
	Ⅱ型事業所		(箇所)	1	1	1	1	1	
	Ⅲ型事業所		(箇所)	1	1	0	1	1	
	Ⅰ型利用人数		(人/年)	11	14	16	18	20	22
	Ⅱ型利用人数		(人/年)	20	16	15	18	18	18
	Ⅲ型利用人数		(人/年)	2	2	0	1	1	1
市独自施策	訪問入浴サービス事業		(件/年)	270	259	264	266	268	270
	日中一時支援事業		(人/年)	71	63	70	75	80	85
	レクリエーション活動支援		(人/年)	410	438	404	410	415	420
	芸術文化活動振興		(人/年)	290	118	349	355	360	365
	声の広報発行		(回/年)	12	12	12	12	12	12
	自動車運転免許取得・改造助成		(件/年)	2	3	2	3	3	3
	成年後見制度普及と啓発		(回/年)	1	1	1	1	1	1
	虐待防止など人権に関する啓発の推進		(回/年)	1	1	1	1	1	1
	更生訓練費給付事業		(人/年)	0	0	0	1	1	1
その他	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業		(人/年)	1	0	3	3	4	4
	重度心身障害者タクシー利用料金助成事業		(人/年)	62	61	61	62	63	64

■第1期障害児福祉計画

1 (1) 障害児福祉計画の趣旨

障害児施策については、第4期障害福祉計画より、「障害児支援」として、障害福祉計画に記載が求められていました。また、障害児福祉計画に盛り込む内容としては、①障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとして策定するものです。

【基本指針における基本的理念】

障害児の健やかな育成のための発達支援

(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市は、障害児福祉施策の推進に向けて、基本指針の基本理念である「障害児の健やかな育成のための発達支援」に基づき、障害児福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

2 障害児支援の提供体制の整備

平成32年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。また、同年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。さらに、医療的ケアを必要とする児童等（以下「医療的ケア児」という）が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	数値	備考
①児童発達支援センターの設置数	1箇所	児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設の設置。
②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各1箇所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置。
③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	医療的ケア児が、適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置。

3 サービス量の見込み

事業名		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害児福祉サービス								
障害児福祉サービス	児童発達支援	利用実人数	16	24	31	33	34	36
		延利用人数	122	155	208	226	237	249
	医療型児童発達支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
		延利用人数	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	利用実人数	73	77	79	83	87	91
		延利用人数	893	901	824	950	998	1,048
	保育所等訪問支援	利用実人数	0	0	0	0	0	5
		延利用人数	0	0	0	0	0	15
	障害児相談支援	利用実人数	339	336	349	366	385	404
	居宅訪問型児童発達支援	利用実人数				0	0	1
延利用人数					0	0	15	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置支援	配置人数				0	0	1	
市独自施策	親子通園事業	(人/年)	62	66	83	100	105	110
	相談支援	(人/年)	5	6	7	8	9	10

※平成 27～29 年度までの利用実人数、延利用時間(人数)は 10 月時点の実績値であり、平成 30 年度以降は見込み値となっています。

※単位:利用実人数(人/月)、延利用人数(人日/月)